

横芝光町農業委員会 6 月第 3 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 5 日(金) 午後 4 時 0 0 分～午後 4 時 3 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	行方 大実
主幹兼農政班長	土屋 史治

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第 5 議案第 4 号

令和 8 年度第 3 次農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和8年6月第3回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。 (伊藤会長あいさつ)
事務局	本日の総会の出席委員は、全員です。会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきまして伊藤会長に議長をお願いします。
議長	これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 若梅直樹委員、10番 大木耕一委員に、お願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の 土屋主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和8年6月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹 今回の3条の許可申請は、5件です。 譲受人と譲渡人は資料1ページに記載のとおりです。 2ページ以降に、申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。 なお、小字については省略させていただきますので、ご了承ください。 1件目の申請地は、宮川 の畑1筆 3,000㎡です。位置図は資料の2、3ページです。譲受人が経営規模拡大のため、町外在住の譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 2件目は、谷中 の畑 3筆 計2,168㎡です。位置図は資料4、5ページです。譲受人が新規就農のため、譲渡人から贈与により所有権移転をしようとする申請です。 3件目は、宮川 の田 2筆 計2,878㎡ です。位置図は資料6、7ページになります。譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人から、売買に

	より所有権移転をしようとする申請です。 4件目は、屋形 の畑 2筆 計1, 212㎡です。位置図は資料8、9ページです。譲受人が新規就農（移転、家庭菜園）のため、譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 5件目は、木戸台 の田 1筆 383㎡です。位置図は資料10、11ページです。譲受人が耕作利便のため、譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 以上、議案第1号の説明でございます。
議長	ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終了しました。はじめに1件目の案件について担当委員の説明を求めます。
11番	11番 平山です。相続したが農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作しており、以前から当該農地を管理している譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では落花生の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。説明が終わりましたので1件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
11番	11番 平山です。相続をしたが農業をしない譲渡人から、新規就農のため農地を取得したい譲受人へ、贈与により所有権移転しようとする案件です。譲受人は令和7年から農業大学校等で学んでおり、令和8年5月15日付けで青年等就農計画について認定されております。申請地ではネギの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。 説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)

	全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
10番	10番 大木です。相続したが農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作しており、以前から当該地の管理を任されていた譲受人が経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
7番	7番 伊藤です。相続したが農業をしない譲渡人から、農地付きの家を購入して家庭菜園を計画している譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では園芸野菜の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので4件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
9番	9番 實川です。農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作しており、以前から当該農地を管理している譲受人へ、耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので5件目の案件についての質疑を許します。

	(質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について。農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年6月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 申請は4件で、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に1ページから2ページに記載のとおりです。また、場所については資料3ページ以降に位置図を記載しておりますので、参照願います。 はじめに、1件目の申請は、北清水 の畑 1筆、282㎡です。 転用目的は、寺院の駐車場用地です。農地の種別は、第1種農地に該当しますが、例外規定により転用見込みです。また、用途地域には該当しておりません。事業費は、造成工事費と重機回送費用で、資金は自己資金を予定しており、資金調達ができると見込まれます。 次に2件目の申請ですが、小田部 の畑 4筆、合計3,166㎡です。 転用目的は、太陽光発電用地です。農地の種別は、第2種農地に該当し、用途地域外です。また、土地改良区の受益地からも外れており、雨水排水は地下浸透処理の予定です。事業費は、設備費、造成工事費、パネル費用等で、資金は自己資金を予定しており、資金調達ができると見込まれます。工期は8月1日から12月31日の予定です。 次に3件目の申請ですが、北清水 の畑 1筆、500㎡です。 転用目的は、専用住宅用地です。農地の種別は、第1種農地に該当しますが、例外規定により転用見込みです。また、用途地域には該当しておりません。土地改良区との協議も完了しており、生活雑排水については町道の道路側溝へ放流予定で、排水管接続の専用許可を申請済みです。事業費は、専用住宅の建築費で、資金は借入金を予定しており、金融機関の事前審査も完了しており、資金調達ができると見込まれます。

	次に4件目の申請ですが、富下の畑 2筆、75㎡です。 転用目的は、駐車場用地です。農地の種別は、第1種農地に該当しますが、例外規定により転用見込みです。また、用途地域には該当していません。土地改良区の受益地には該当せず、雨水排水については敷地内浸透処理の予定です。事業費は、造成工事費用で、自己資金を予定しており、資金調達ができると見込まれます。 以上、議案第2号の説明でございます。
議長	ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
7番	7番 伊藤です。本件について現地を確認したところ、隣接地が既に駐車場となっており、その拡張のための申請であり、排水についても土地改良区との協議が済んでいるため、問題はないと考えます。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので、1件目についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
8番	次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 8番 鈴木です。本件について確認したところ、土地所有者の売却意向があること、土地改良区の受益エリア外であること、隣接農地所有者から反対意見がないことを考慮すると、転用はやむを得ないと思われます。
議長	説明が終わりましたので、2件目についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
7番	次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 7番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、町道沿いで周辺も宅地が多くあり、農地としても利用されておらず、土地改良区との協議も済

議長	んでいることから、問題ないと思われます。 説明が終わりましたので、3件目についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
8 番	次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 8 番 鈴木です。本件について現地を確認したところ、農地として利用されておらず、譲受人は駐車スペースを必要としており、土地改良区の受益地外であることから、問題はないと思われます。
議長	説明が終わりましたので、4件目についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって4件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	続いて日程第4 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年6月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 申請は1件です。資料1ページに、当初計画と今回の変更申請を記載しておりますが、御覧のとおり、申請内容は、工事の進捗の遅れによる、期間の延長です。
議長	以上、議案第3号の説明となります。 ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。議案第3号については、圏央道工事に係る賃借権設定期間の延長ですので、担当委員の説明を省略します。議案第3号についての質疑を許します。 (質疑なし)

	質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第3号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって議案第3号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	続いて日程第5 議案第4号 令和8年度第3次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	日程第5 議案第4号 令和8年度第3次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和8年度第3次農用地利用集積等促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年6月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 初めに、1件目です。資料は1ページ目と2ページ目になります。利用権を設定する者及び借受ける者は、表の一段目と三段目に記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷台の畑 12筆 合計9,906㎡ 期間は、約10年間です。 次に、2件目から10件目です。利用権を設定するものが別々の方で、借り受けるものが、(同一法人)となっております。 2件目、資料3ページを御覧ください。利用権を設定する者は、表の右上の一段目に記載のとおりです。権利を設定する農地は、宝米の畑 1筆 1,761㎡ です。 3件目、資料は4ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、木戸の畑 3筆 合計2,216㎡ です。 4件目、資料は5ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷中の畑 2筆 合計501㎡ です。 5件目、資料は6ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷中の畑 2筆 合計4,441㎡ です。 6件目、資料は7ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、宮川の畑 4筆 合計975㎡ です。 7件目、資料は8ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、宮川の畑 1筆 278㎡と、谷中の畑 1筆 2,584㎡ 合計2,862㎡です。

議長	8件目、資料は9ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、木戸の畑 1筆 2, 774㎡ です。
	9件目、資料は10ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷中の畑 3筆 合計4, 563㎡ です。
	10件目、資料は11ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷中の畑 1筆 248㎡ です。
	2件目から10件目の設定期間は、すべて約5年間です。面積の合計は、20, 341㎡になります。
	申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件（耕作している農地に遊休農地がない）や、農作業の常時従事（年間150日以上）を満たしていると考えます。
	以上、議案第3号の説明となります。
	ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
	議案第4号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。はじめに、1件目の質疑を許します
	（質疑なし）
	質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議長	（挙手全員）
	全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。
	続いて2件目から10件までの案件についての質疑を許します。
	（質疑なし）
	質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目から10件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議長	（挙手全員）
	全員賛成、よって2件目から10件目の案件について、原案のとおり決定しました。
議長	以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。
	以上をもちまして、令和8年6月第3回 農業委員会定例総会を閉会します。
事務局	